

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第十三号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前															
<p>（出納員の任命）                      第四条（略）</p> <p>一 会計管理部の会計総務課長、審査指導課長及び契約・調達管理課長                      二 会計管理部の会計管理者の権限に属する事務を所掌する参事並びに主幹及び主査（グループリーダー業務に従事するものに限る。別表第二において同じ。）</p>								<p>（出納員の任命）                      第四条（略）</p> <p>一 会計管理部の会計総務課長、審査指導課長、契約・調達管理課長及び担当課長                      二 会計管理部会計総務課及び契約・調達管理課の会計管理者の権限に属する事務を所掌する主幹及び主査（グループリーダー業務に従事するものに限る。次号において同じ。）                      三 会計管理部審査指導課の会計管理者の権限に属する事務を所掌する参事、主幹及び主査</p>											
<p>2-7 (略)</p>								<p>2-7 (略)</p>											
<p>別表第一（第四条、第八条、第八条の二関係）</p>								<p>別表第一（第四条、第八条、第八条の二関係）</p>											
六	警察本	（略）	（略）	二	教育委員 局長 事務局 総務課	（略）	（略）	六	警察本	（略）	（略）	二	教育委員 局長 事務局 総務課	（略）	（略）	一	警察本部	（略）	（略）
	庶務事	（略）	（略）		総務係 長	（略）	（略）		庶務事	（略）	（略）		総務係 長	（略）	（略）		警察本部	（略）	（略）
	次席	（略）	（略）		課長代 理	（略）	（略）		次席	（略）	（略）		課長代 理	（略）	（略）		警察本部	（略）	（略）
		（略）	（略）		一・二 （略）	（略）	（略）			（略）	（略）		一・二 （略）	（略）	（略）			（略）	（略）
				<p>三 当該課で                      収納する広                      島県証明事                      務手数料条                      例（昭和三十                      年広島県                      条例第二十                      五号）の規                      定による手                      数料の収納                      及び保管</p>															

七	二の七	七	三の六	二の
警察本	警察本部生活安全部全総務課	警察本部留置部管理課	(略)	警察本部警務課
当該課	～) 庶務事務を担当する管理官、課長代理、課長補佐又は係長(同)相当職を含む。	～) 当該課において駐在し、庶務事務を担当する管理官、課長代理、課長補佐又は係長(同)相当職を含む。	(略)	～) 務を担当する管理官、課長代理、課長補佐又は係長(同)相当職を含む。
次席	次席	次席	(略)	
一	一 警察本部生活安全部生活安全総務課及び人身安全対策課に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管	一 当該課で収納する広島県証明事務手数料条列の規定による手数料の出納及び保管 二 当該課に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管	(略)	一 警察本部警務部(厚生課及び留置管理課を除く。)に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管

	二の七	七		二の
	警察本部生活安全部全総務課		(略)	警察本部警務課
	～) 庶務事務を担当する管理官、課長代理、課長補佐又は係長(同)相当職を含む。		(略)	～) 務を担当する管理官、課長代理、課長補佐又は係長(同)相当職を含む。
	次席		(略)	
	一 警察本部生活安全部生活安全総務課、人身安全対策課及び少年対策課に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管		(略)	二 警察本部警務部(厚生課を除く。)に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管 一 警務部留置管理課で収納する広島県証明事務手数料条列(昭和三十年広島県条例第二十五号)の規定による手数料の出納及び保管

三の七	五の七・四の七	六の七	七の七
警察本部 生活安全部 少年対策課	(略)	警察本部 刑事部 刑事部 総務課	警察本部 刑事部 捜査部 第二課
において 駐在し、 庶務を担 当する管 理官、課 長代理、 長補佐又 は係長(同 相当職)を 含む。	(略)	庶務を担 当する管 理官、課 長代理、 長補佐又 は係長(同 相当職)を 含む。	当該課に おいて駐 在し、庶 務を担 当する管 理官、課 長代理、 長補佐又 は係長(同 相当職)を 含む。
	(略)	次席	次席
係る資金前 渡に係る現 金の出納及 び保管	(略)	警察本部 刑事部(捜 査第二課、 組織犯罪対 策第一課、 組織犯罪対 策第二課、 組織犯罪対 策第三課及 び科学捜査 研究所を除 く。)に係 る資金前 渡に係る現 金の出納及 び保管	警察本部 刑事部(捜 査第二課、 組織犯罪対 策第一課、 組織犯罪対 策第二課、 組織犯罪対 策第三課及 び科学捜査 研究所を除 く。)に係 る資金前 渡に係る現 金の出納及 び保管
三の七	四の七・三の七	五の七	
警察本部	(略)	警察本部 刑事部 総務課	
庶務を担 当する管 理官、課 長代理、 長補佐又 は係長(同 相当職)を 含む。	(略)	庶務を担 当する管 理官、課 長代理、 長補佐又 は係長(同 相当職)を 含む。	
	(略)	次席	
警察本部 刑事部(組 織犯罪対策 第一課、組 織犯罪対策 第二課、組 織犯罪対策 第三課及び 科学捜査研 究所を除く。 )に係る資 金前渡に係 る現金の出 納及び保管	(略)	警察本部 刑事部(組 織犯罪対策 第一課、組 織犯罪対策 第二課、組 織犯罪対策 第三課及び 科学捜査研 究所を除く。 )に係る資 金前渡に係 る現金の出 納及び保管	





の十二	略	九十	略	十	略
総務局	略	隊室及び、 く、 課を除 究開発 務局研 及び総 税務課 総務局 人事課 総務局 総務課 の課 く、 局を除 員事務 監査委 局及び 会事務 働委員 庁(労	略	療政策 社局医 健康福	略
DX推進課長	略	略	略	課長又は担当	略
略	略	略	略	略	二 知事部局及び労働委員会事務局における非常勤職員、再任用職員及び臨時的任用の職員に係る給料、報酬及び職員手当等並びに通勤費に係る収入の通知の受付

の十二	略	九十	略	十	略
総務局	略	チーム・クログ及び、 室、隊、 く、 課を除 究開発 務局研 及び総 税務課 総務局 人事課 総務局 総務課 の課 く、 局を除 員事務 監査委 局及び 会事務 働委員 庁(労	略	療政策 社局医 健康福 基盤課	略
DX推進担当部長	略	略	略	課長	略
略	略	略	略	略	略

備考	五十三	二	二	二	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三(第五条、第九条、第九条の二関係)

備考	(略)	三	(略)	機	関
(略)	(略)	務所	阪事	県大	広島
(略)	員出納	務納	働総	工局	労働
(略)	(略)	長	次	(略)	員納出任分
(略)	(略)	長	所	(略)	員納出任分の時臨
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	委任事務

備考	六十三	三	二	二	二
(略)	(略)	課	計	理	會計
(略)	(略)	務	総	部	管
(略)	(略)	(略)	(略)	参	事
(略)	(略)	一	一	一	一

別表第三(第五条、第九条、第九条の二関係)

備考	(略)	三	(略)	機	関
(略)	(略)	務所	阪事	県大	広島
(略)	員出納	務納	働総	工局	労働
(略)	(略)	長	課	担	員納出任分
(略)	(略)	長	次	(略)	員納出任分の時臨
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	委任事務

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。